

砂川市条例第31号
令和7年12月11日

砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。